



印刷局
独立行政法人国立印刷局

- 日本に帰化を許可する件 (法務省)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (環境省)
- 家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める件 (農林水産省)

〔政令〕

日 次

- 保安林の指定をする件 (同五三一～五三六)
- 水源地域対策特別措置法の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域整備計画を決定した件 (国土交通省)
- 土地収用法の規定に基づく登記講習機関の登録をした件 (同三一四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

復興庁 環境省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

〔公務〕

公証人任免 (法務省)

〔告示〕

〔諸事項〕

商業登記抹消、割賦販売法に基づく

同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

◇日本中央競馬会の平成二十七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令 (政令第七〇号) (農林水産省)
日本中央競馬会が、平成二七事業年度において、平成二六事業年度の剩余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。
この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令 (政令第七一号) (厚生労働省)
保険者支援制度、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の恒久化に伴い、従来附則において暫定措置として規定していた関係条文を、本則に規定することとした。(第一条及び第二条関係)
保険財政共同安定化事業の事業対象を三〇万円を超える八〇万円以下の医療費から八〇万円以下での医療費に拡大することに伴い、同事業の交付金及び拠出金の金額の算定方法について所要の改正を行うこととした。(第二条関係)
この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

政 令

日本中央競馬会の平成二十七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第七十号

日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。日本中央競馬会の平成二十七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附 則

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成二十五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2 日本中央競馬会の平成二十五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成二十五年政令第五十二号）は、廃止する。

農林水産大臣 林芳正

内閣総理大臣 安倍晋三

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第七十一号

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十条第一項、第七十二条の四、第八十一条並びに第八十二条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
 第二十九条の七第二項第一号イ中「保健事業に要する費用の額」の下に「法第八十一条の二第二項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものと除く。）の納付に要する費用の額、同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものと除く。）の納付に要する費用の額の二分の一に相当する額」を加え、同号ロ中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に、「その他」を「法第八十一条の二第一項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

附則第六条から第十二条までを次のように改める。

第六条から第十二条まで 削除

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「繰入金」の下に「及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額」を加える。

第三条 国民健康保険の国庫負担金等の算定により毎年度市町村が繰り入れる額は、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる合算額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる合算額とする。

第四条の四 法第七十二条の四第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる合算額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる合算額とする。

一 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課された保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。）の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額を以て得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の令第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及び二に掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

イ 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

イ 令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

イ 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

- 二 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号口に掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数
 (1) 令第二十九条の七第五項第三号口に定める割合により減額を行う市町村 百分の六
 (2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五
- 二 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして課された国民健康保険税(介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税を除く。)の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額に(1)及び(2)に掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして課された介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の地方税法第七百三十三条の四第二十二項に規定する介護納付金課税被保険者(以下「介護納付金課税被保険者」という。)の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額に(1)及び(2)に掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額
- イ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第五十六条の八十九第二項第一号イに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数
 (1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第一号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二
 (2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十
- ロ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第一号口に掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数
 (1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第一号口に定める割合により減額を行う市町村 百分の六
 (2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五
- ハ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第一号イに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数
 (1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第一号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二
 (2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十
- 二 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第一号口に掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数
 (1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第一号口に定める割合により減額を行う市町村 百分の六
 (2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

二 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号口に掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数
 (1) 令第二十九条の七第五項第三号口に定める割合により減額を行う市町村 百分の六
 (2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

第五条の次に次の十一条を加える。

- 第六条** 法第八十八条の二第一項第一号に掲げる交付金(以下「保険財政共同安定化事業交付金」という。)及び同項第二号に掲げる交付金(以下「高額医療費共同事業交付金」という。)は、毎年度国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が当該連合会の会員である市町村(以下「会員市町村」という。)に対して交付するものとする。
- 第七条** 保険財政共同安定化事業交付金の額は、次に掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金のうち第一号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者(高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち市町村が行う国民健康保険の被保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)の百分の五十九に相当する額(以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。)とする。
- 一 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間ににおける、当該会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の被保険者が同一月にそれぞれの病院、診療所、薬局その他の者(次条において「病院等」という。)について受けた療養に係る費用の額(当該療養(令第二十九条の二第一項第一号に規定する特定給付対象療養を除く。)につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)の第九条に規定する額までの部分の額の合算額に給付率を乗じて得た額
- 二 当該年度の前期高齢者納付金の額のうち前号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額
- 前項第一号に規定する給付率は、当該年度の初日の属する年(三年前の年)の四月一日の属する年(一年の間)の属する年(三年前の年)の四月一日から前々年度の十二月三十一日までの間ににおける、全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護療養費の支給に要した費用の額の合算額を当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十日までの間ににおける全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額(当該療養(令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。)につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)並びに移送費の支給に要した費用の額の合算額で除して得た率とする。
- 第八条 高額医療費共同事業交付金の額は、次に掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち第一号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めることにより算定した額を控除した額)の百分の五十九に相当する額(以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。)とする。
- 一 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間ににおける、当該会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の被保険者が同一月にそれぞれの病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。)につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が次条に規定する額を超えるもの当該超える部分の額の合算額

被保険者		一般被保険者		
附則第十二条第一項第一号及び第二項第一号	附則第十二条第一項第一号及び第二項第一号	附則第十二条第一項第一号及び第二項第一号	附則第十二条第一項第一号及び第二項第一号	
第十二条第一項第一号及び第二項第一号	二箇年度における 二箇年度における一般被保険者に係る	第十二条第一項第一号及び第二項第一号	二箇年度における一般被保険者に係る	
第十三条第一号イ	被保険者	一般被保険者	一般被保険者に係る	
第十四条第一号ロ	二箇年度における 二箇年度における一般被保険者に係る	第十四条第一号ロ	二箇年度における一般被保険者に係る	
及び口並びに第四号	被保険者の 一般被保険者の	及び口並びに第四号	被保険者の 一般被保険者の	
(施行期日)	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	(経過措置)	平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度における国民健康保険組合に対する国庫補助額について、なお従前の例による。	
附則第十四条の二から第二十一条までを削る。 附則第二十三条の表第五条第一項第一号イの項中「附則第二十三条第一項」を「附則第十五条第一項」に改め、同条を附則第十五条とする。	附則第十四条の二から第二十一条までを削る。 附則第二十三条の表第五条第一項第一号イの項中「附則第二十三条第一項」を「附則第十五条第一項」に改め、同条を附則第十五条とする。	附則 附則	附則 附則	
環境省令第六号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三四〇号）附則第五条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のよつて定める。 平成二十七年三月十一日 環境大臣　望月 義夫	左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。 平成二十七年三月十一日 厚生労働大臣　塙崎 恭久 内閣総理大臣　安倍 晋三	○法務省告示第百四十九号 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。 平成二十七年三月十一日 法務大臣　上川 防子 法務大臣　上川 防子 住所　福岡市南区市崎1丁目13番1号 業種　花 業種　花 住所　東京都北区西が丘3丁目9番14号 業種　平成15年6月18日生 住所　東京都青葉区大場町334番地9 マハムード・ファルシバフダショーユル　昭和45年2月27日生 ナジラ・モグタリアグダミ　昭和50年3月21日生 ローズ・ファルシバフダショーユル　平成16年9月21日生 住所　千葉県浦安市北栄4丁目6番6-602号 レイラ・バカリ・シャーミル　昭和47年12月日生	○法務省告示第百四十九号 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。 平成二十七年三月十一日 厚生労働大臣　塙崎 恭久 内閣総理大臣　安倍 晋三	○法務省告示第百四十九号 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。 平成二十七年三月十一日 法務大臣　上川 防子 法務大臣　上川 防子 住所　福岡市南区市崎1丁目13番1号 業種　花 業種　花 住所　東京都北区西が丘3丁目9番14号 業種　平成15年6月18日生 住所　東京都青葉区大場町334番地9 マハムード・ファルシバフダショーユル　昭和45年2月27日生 ナジラ・モグタリアグダミ　昭和50年3月21日生 ローズ・ファルシバフダショーユル　平成16年9月21日生 住所　千葉県浦安市北栄4丁目6番6-602号 レイラ・バカリ・シャーミル　昭和47年12月日生

住所	川崎市麻生区上麻生3丁目2番1-728号
ヤナギマチ・サレ	昭和52年8月17日生
住所	東京都港区六本木2丁目2番2-508号
林稟	昭和60年1月24日生
住所	横浜市中区新山下3丁目15番3-202号
温和平永	昭和47年12月1日生
住所	東京都調布市国領町7丁目41番地12
陳瑞聲	昭和54年12月1日生
住所	千葉市若葉区高品町198番地24
ムルゲタ・アゼネ・ワセフン	昭和58年8月6日生
日生	
住所	福岡市中央区小笹5丁目22番50-203号
邢奮	昭和53年4月7日生
住所	川崎市中原区上新城2丁目6番16号
吳成浩	昭和59年9月13日生
住所	東京都千代田区神田神保町1丁目42番地2
範薇	昭和57年10月25日生
住所	埼玉県三郷市中央1丁目2番地1
陳鼎峰	昭和61年12月9日生
住所	静岡市清水区由比432番地6
王家彤	昭和55年4月23日生
住所	大阪府八尾市東久宝寺1丁目5番27号
康史織	平成3年4月11日生
廣愛純	平成4年6月12日生
住所	山梨県甲府市下河原町3番8-316号
劉傑	昭和62年5月14日生
住所	東京都豊島区北大塚2丁目6番3号
凌霞	昭和35年4月12日生
住所	長野県松本市波田8134番地7
陳秀麗	昭和49年3月15日生
住所	青森県弘前市大字籠田2丁目3番地9
トリニダッド・カサス・フナキ	昭和45年3月11日生
住所	京都市南区久世上久世町156番地
金勝博	昭和63年8月26日生
住所	大阪府八尾市安中町8丁目10番17号
朴培鶴	昭和13年1月27日生
李寧宣	昭和18年1月11日生
住所	神奈川県茅ヶ崎市高田3丁目22番6号
朴賢貞	昭和45年7月4日生
住所	川崎市高津区明津155番地
千勝之	昭和22年12月8日生
住所	神奈川県大和市鶴間2丁目3番22号
山崎鉢子	昭和35年5月8日生
住所	岐阜県加茂郡板原町加茂山1丁目12番地10
王卓	平成3年7月20日生

住所	千葉県柏市緑ヶ丘7番1号
金永根	昭和44年9月21日生
張良子	昭和46年2月27日生
金真裕	平成11年4月24日生
金雄大	平成13年2月16日生
金凌大	平成19年10月22日生
金賢	昭和52年2月21日生
金仁	平成18年2月1日生
金編	平成20年1月18日生
住所	岐阜県各務原市鶴沼大伊木町6丁目110番地
張錫奎	昭和32年1月17日生
住所	名古屋市名東区高針原2丁目1810番地
文支龍	昭和27年3月10日生
金成子	昭和30年1月2日生
住所	三重県松阪市鶴野平生町713番地
ナギサ・ネシバ	昭和43年7月13日生
表修一	大阪市生野区舍利寺1丁目7番22号
住 所	大阪市東淀川区豊新3丁目21番3号
梁成美	昭和55年7月17日生
住 所	大阪府大阪市大野台6丁目18番7-306号
李君	昭和50年4月6日生
住 所	大阪府茨木市美津町12番18号1 鶴知美
	昭和59年11月21日生
住 所	大阪市城東区鳴鶴東2丁目23番7号 金梨香
	昭和63年9月2日生
住 所	大阪市生野区桃谷3丁目4番9号 金奈未
	昭和58年4月11日生
金歩未	昭和60年1月26日生
住 所	堺市堺区綾之町西3丁1番13号 傳榮銘
	昭和35年10月22日生
住 所	静岡県藤枝市岡部町三輪360番地2 リカルド・マサミ・オハヤシ
	昭和55年3月1日生
住 所	静岡県藤枝市岡部町岡部6392番地 オスカル・シゲル・オハヤシ
	昭和57年6月23日生
住 所	東京都大田区大森北3丁目22番13号 黄金花
	昭和53年10月31日生
住 所	東京都大田区大森北3丁目22番13号 歩恋羽
	平成22年2月15日生
住 所	東京都港区麻布十番4丁目4番1-2048号 歩智羽
	平成25年7月26日生
住 所	東京都港区麻布十番4丁目4番1-2048号 邱在皓
	昭和59年11月20日生